

津山文化センター 概要書

この概要書は、「津山文化センター」（以下、センターという）の管理運営に関しての市の基本的な考え方や基本情報を示すものです。センターの管理業務については、設置目的をより効果的に達成するため、平成18年度から指定管理者制度を導入して管理運営を行っています。

1 設置目的

市民の文化向上と福祉の増進を図るために設置しています。

2 基本情報

- (1) 施設の名称：津山文化センター
- (2) 所在地：津山市山下68番地
- (3) 建築年：昭和40年12月25日
- (4) 敷地面積：11,367.68㎡
- (5) 建築面積：3,180.03㎡
- (6) 延床面積：5,363.21㎡
- (7) 施設概要：構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート及び鉄骨造
階層規模 地下1階地上3階 別棟1階
大ホール（1,003席 固定席）、主催者準備室、南エントランス、ホワイエ、大会議室、中会議室、第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室、第1和室、第2和室、市民サロン、レッスン室、屋外テラス、アトライブラリー、展示・リハーサル室、トイレ、事務室、駐車場

3 管理運営状況

- (1) 管理形態：指定管理（利用料金制）
- (2) 管理運営者：指定管理者（（公財）津山文化振興財団）
- (3) 期間：指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日

4 センターの管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、センターが市民の芸術活動など創造的活動とその発表、及び優秀な芸術作品の鑑賞の機会を提供することを通じて、市民の芸術文化活動の振興に資すること、及び、当該施設の使用を通じて市民の社会参加を促し、市民の福祉の増進が図られることを主な目的として設置された施設であることを理解し、以下の各号に掲げる点に留意して管理運営を行なうこととしています。

- (1) センターが常に市民をはじめとした使用者が使用しやすい施設であるよう、施設や設備の状況、使用者への対応などに常に注意を払い、サービスの向上に努めること。
- (2) 事故や犯罪の防止、情報の保護など、あらゆる面で使用者の安全性が確保できるよう努めること。
- (3) 指定管理者は、頭書の目的達成のため、市民の創造的活動やその発表を援助する事業、優秀な芸術作品の鑑賞の機会を提供するための事業などを企画・立案し、実施すること。
- (4) 効果的かつ効率的な管理運営に努め、頭書の目的が達成されるよう取り計らうとともに、経費の削減にも努めること。

5 開館日時

- (1) 開館時間 午前9時から午後10時まで
- (2) 休館日
 - ① 毎週木曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日）
 - ② 12月28日から1月4日

6 業務内容等

- (1) センターの施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) センターの利用に関する料金の徴収に関する業務
- (4) センターの設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことができる権限に関する事務を除く業務
- (7) その他別紙「仕様書」に定めるとおり

※包括的再委託の禁止

指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、一部の業務については、市との協議の上、専門の事業者に委託することができます。

【添付書類】

- | | |
|-------|-----------------------|
| 別紙1-1 | 津山文化センター条例 |
| 別紙1-2 | 津山文化センター条例施行規則 |
| 別紙2 | 位置図、施設平面図 |
| 別紙3 | 収支決算書（平成29年度～令和3年度） |
| 別紙4 | 利用実績表（平成29年度～令和3年度） |
| 別紙5 | 業務評価結果書（平成29年度～令和3年度） |
| 別紙6 | 前回の募集要項、仕様書 |